日野町いじめ防止基本方針（学校の対応）［重大事態への対処］

管理職のリーダーシップによる組織的な対応

早期発見

情報を得た教職員
〔日常の観察・アンケート・教育相談・周りの児童生徒の訴え〕

早期対応

集約担当

担任・学年主任

校長

教頭

他の業務に優先
即日対応

いじめ対策委員会

校長・教頭・集約担当・担任・学年主任
生徒指導担当・教育相談担当・養護教員
ＳＣ・ＳＳＷ　等

招集
指揮

重大事態

報告

事案対処

事実確認

重大事態
身体に重大な傷害、金品等に重大な被害、精神性疾患、自殺を企図等

報告

教育委員会

招集
指揮

支援

犯罪行為として
扱うべきいじめ

報告

通報

援助

教育委員会

黒坂警察署

いじめ問題調査委員会

いじめ対策委員会に所属する職員
教育長・教育課長・健康福祉課長
指導主事・その他教育長が必要と認める者
〔専門委員（西部町村いじめ問題対策協議会より派遣）〕

重大事態

設置

事実関係の明確化
・いつ、誰から行われ、どのような態様であったか。
・いじめを生んだ背景事情、児童生徒の人間関係にどのような問題があったか。
・学校・教職員がどのように対応したか。
※事実関係を客観的、網羅的に明らかにする。

いじめを受けた児童生徒・保護者

事実関係の説明
・適時・適切な方法で経過を報告する。
・他の児童生徒のプライバシー保護等、関係者の個人情報に配慮する。

適切なケア・指導
・状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援、学習支援等を行う。

説明

支援

いじめを行った
児童生徒

指導

教育委員会を通じて報告

町長

日野町いじめ問題
検証委員会

経過観察

全　教　職　員

当該児童生徒・保護者への対応

いじめに対する措置

配慮が必要な児童生徒への支援

いじめが起きた集団への働きかけ

児童生徒、保護者からの申立てへの対応

いじめが解消するまでの継続的な見守り・支援
《いじめが「解消している」状態》
いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続している（少なくとも３か月）
いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認）
日常的な注意深い観察

再発防止

学校の対応について検証
［未然防止、早期発見、対処、情報共有等］

再発防止策の検討

報告

教育委員会・保護者・地域